

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要（案）

リハビリテーション関連事項

厚生労働省 障害福祉サービス等報酬改定検討チームが「令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定に係るこれまでの議論の整理（案）」を提示しました。以下に、リハビリテーションに関わる事項を一部抜粋し記載いたします。

尚、文中に「～と同様」と記載されている事項に関しては、日本ディサースリア臨床研究会保険関連情報委員会が理解促進のため、うしろに「α、b、などの記号：項目番号 項目名 ページ」を付し、該当箇所にも同様の記号を記載し対応関係を示しています。

1. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

(5) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の充実

[生活介護、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択施設、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型]

視覚、聴覚、言語機能に重度の障害がある利用者を多く受け入れている事業所において、様々なコミュニケーション手段を持つ利用者との交流に配慮しつつ、より手厚い支援体制をとっている事業所をさらに評価する。

<現行> 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41 単位/日

<見直し後> **イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ） 51 単位/日**

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の 100 分の 50 以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を 40 で除した数以上配置していること。

ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ） 41 単位/日

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の 100 分の 30 以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を 50 で除した数以上配置していること。

(11) 高次脳機能障害を有する者に対する報酬上の評価

[計画相談支援・障害者相談支援]

- ① 高次脳機能障害に関する研修を受講した常勤の相談支援専門員を配置する事業所を評価する。

高次脳機能障害支援体制加算 **（新設）**

イ 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ） 60 単位/日

高次脳機能障害者支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、高次脳機能障害を有する利用者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。

ロ 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ） 30 単位/日

高次脳機能障害者支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上でその旨を公表している場合に加算する。

- ② 高次脳機能障害を有する利用者が一定数以上であって、専門性を有する職員が配置されている事業所等を評価する。

[生活介護、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型]

高次脳機能障害者支援体制加算（新設） 41 単位/日

高次脳機能障害を有する利用者が全体の利用者数の 100 分の 30 以上であって、高次脳機能障害支援者養成研修を修了した従業者を事業所に 50：1 以上配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

2. 日中活動系サービス

(1) 生活介護

⑧リハビリテーション職の配置基準

高次脳機能障害等の後遺症により言語障害を有する者等の支援のため、人員配置基準として、看護職員、理学療法士と作業療法士の他に**言語聴覚士を加える**。自立訓練（機能訓練）も同様。

⑨リハビリテーション加算におけるリハビリテーション実施計画の作成時間の見直し

リハビリテーション実施計画の作成期間を個別支援計画と同様に**6 か月ごと**にする。

[現行]

リハビリテーション実施計画原案に基づいたリハビリテーションやケアを実施しながら、概ね 2 週間以内及び概ね 3 月ごとに関連スタッフがアセスメントとそれに基づく評価を行い、その後、多職種協働により、リハビリテーションカンファレンスを行って、リハビリテーション実施計画を作成すること。

[見直し後]

リハビリテーション実施計画原案に基づいたリハビリテーションやケアを実施しながら、概ね 2 週間以内及び**6 月ごと**に(中略)リハビリテーション実施計画を作成すること。

5. 訓練系サービス

(1) 自立訓練（機能訓練）

④提供主体の拡充

医療保険のリハビリテーションを提供する病院、診療所、並びに介護保険の通所リハビリテーション事業所において、共生型サービス又は基準該当サービスの提供を可能とする。

通所リハビリテーション事業所における共生型サービスに関する基準（新設）

- ① 通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等の面積（介護老人保健施設、介護医療院の場合は、利用者用の食堂の面積を加える）を、通所リハビリテーションの利用者の数と共生型サービスの利用者の数の合計数で除して得た面積が 3 m²

以上であること。

- ② 通所リハビリテーション事業所の従業員数が、当該通所リハビリテーションの利用者数を当該通所リハビリテーションの利用者数および共生型サービスの利用者数の合計数であるとした場合の必要数以上であること。
- ③ 共生型サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、他の自立訓練（機能訓練）事業所等から必要な技術的支援を受けていること。

病院又は診療所における基準該当サービスに関する基準 **（新設）**

地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等によりサービスを受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所が行う基準該当サービスに関して事業者が満たすべき基準は次の通りとする。

- ① 事業所の専用の部屋等の面積を、基準該当サービスを受ける利用者の数で除して得た面積が3㎡以上であること。
- ② 管理者とともに、専従の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員を10：1以上配置していること。
- ③ 基準該当サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所等から必要な技術的支援を受けていること。

8.障害児支援

（1）児童発達支援

⑤児童指導員等加配加算の見直し a：8（2）④児童指導員当加配加算の見直し p5

児童指導員等加配加算について、専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うこととし、経験ある人材の活用・評価を推進する観点から、配置形態（常勤・非常勤等）や経験年数に応じた評価を行う。

<現行>

[児童発達支援センター（障害児）]

理学療法士等を配置 区分に応じて 22～62 単位/日

児童指導員等を配置 // 15～41 単位/日

その他の従業者を配置 // 11～30 単位/日

[児童発達支援事業所（障害児）]

理学療法士等を配置 区分に応じて 75～187 単位/日

児童指導員等を配置 // 49～123 単位/日

その他の従業者を配置 // 36～90 単位/日

<見直し後>

[児童発達支援センター]

児童指導員等を配置

常勤専従・経験5年以上 区分に応じて 22～62 単位/日

常勤専従・経験5年未満 // 18～51 単位/日

常勤換算・経験 5 年以上	//	15~41 単位/日
常勤換算・経験 5 年未満	//	13~36 単位/日
その他の従業者を配置		11~30 単位/日
[児童発達支援事業所 (障害児)]		
児童指導員等を配置		
常勤専従・経験 5 年以上	区分に応じて	75~187 単位/日
常勤専従・経験 5 年未満	//	59~152 単位/日
常勤換算・経験 5 年以上	//	49~123 単位/日
常勤換算・経験 5 年未満	//	43~107 単位/日
その他の従業者を配置		36~90 単位/日
※「経験」は児童福祉事業等に従事した経験年数		

⑥専門的支援加算・特別支援加算の見直し b: 8 (2) ⑤専門的支援加算・特別支援加算の見直し p5

専門的支援加算及び特別支援加算について、両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施について、2段階で評価を行う。

<現行>	
専門的支援加算	
[児童発達支援センター (障害児)]	
理学療法士等を配置	区分に応じて 22~62 単位/日
児童指導員を配置	// 15~41 単位/日
[児童発達支援事業所 (障害児)]	
理学療法士等を配置	区分に応じて 75~187 単位/日
児童指導員を配置	// 49~123 単位/日
※専門的な支援の強化を図るため、基準の人員に加えて理学療法士等を配置している場合。	
特別支援加算 54 単位/回	
※理学療法士等を配置して、専門的支援を計画的に行った場合 (専門的支援加算を算定している場合は算定できない)	
<見直し後>	
専門的支援加算 . . . ①	
[児童発達支援センター]	区分に応じて 15~41 単位/日
[児童発達支援事業所 (障害児)]	// 49~123 単位/日
専門的支援実施加算	150 単位/回 (原則月 4 回を限度) . . . ②
※①専門的な支援の強化を図るため、基準の人員に加えて理学療法士等を配置している場合	
※②理学療法士等により、個別・集中的な専門的支援を計画的に行った場合 (専門的支援加算との併算定可能。利用日数等に応じて最大月 6 回を限度)	

⑱難聴児への支援の充実 c: 8 (2) ⑳難聴児支援の充実 p5

難聴児支援の充実を図る観点から、人工内耳を装用している児に支援を行った場合の評価を行う。

<p><現行></p> <p>人工内耳装用児支援加算 利用定員に応じて 445～603 単位/日</p> <p>※主として難聴児を支援する児童発達支援センター（眼科・耳鼻咽喉科の嘱託医を配置、言語聴覚士を 4 以上配置、聴力検査室を設置）において、人工内耳を装用している児に対して支援を行った場合</p> <p><見直し後></p> <p>人工内耳装用児支援加算（Ⅰ） 利用定員に応じて 445～603 単位/日 …①</p> <p>人工内耳装用児支援加算（Ⅱ） 150 単位/日 …②</p> <p>※①児童発達支援センター（聴力検査室を設置）において、眼科・耳鼻咽喉科の医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し、人工内耳を装用している児に対して、専門的な支援を計画的に行った場合</p> <p>※②児童発達支援センター又は児童発達支援事業所において、眼科・耳鼻咽喉科の医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し、人工内耳を装用している児に対して、専門的な支援を計画的に行った場合</p>
--

㉑視覚障害児・聴覚障害児等への支援の充実 d: 8 (2) ㉒視覚障害児・聴覚障害児等への支援の充実 p5

視覚障害児や重度の聴覚障害児への支援を促進する観点から、意思疎通に関して専門性を有する人材を配置して、支援を行った場合の評価を行う。

<p>視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算 (新設)</p> <p>視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算 100 単位/日</p> <p>※視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある児に対して、意思疎通に関して専門性を有する人材を配置して支援を行った場合</p>

(2) 放課後等デイサービス

④児童指導員等加配加算の見直し

(1) ⑤と同様 a: 8 (1) ⑤児童指導員等加配 p3

⑤専門的支援加算・特別支援加算の見直し

(1) ⑥と同様 b: 8 (1) ⑥専門的支援加算・特別支援加算の見直し p4

ただし、専門的実施加算については、利用日数等に応じて月 2 回から最大、月 6 回を限度とする。

㉑難聴児支援の充実

(1) ⑱と同様 c: 8 (1) ⑱難聴児への支援の充実 p5

㉒視覚障害児・聴覚障害児等への支援の充実

(1) ㉑と同様 d: 8 (1) ㉑視覚障害児・聴覚障害児等への支援の充実 p5

(3) 居宅訪問児童発達支援

④訪問支援員特別加算の見直し

訪問支援員特別加算について、配置のみではなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、より経験のある訪問支援員への評価の見直しを行う。

<現行>

訪問支援員特別加算 679 単位/日

※保育士・児童指導員、作業療法士等で障害児支援の業務従事 5 年以上（その他職員は 10 年以上）の職員を配置した場合

<見直し後>

訪問支援員特別加算（Ⅰ） 850 単位/日 ・ ・ ①

訪問支援員特別加算（Ⅱ） 700 単位/日 ・ ・ ②

※保育士・児童指導員、作業療法士等で障害児支援の業務従事 5 年以上の職員を配置し、当該職員が支援を行う場合

①業務従事 10 年以上の職員の場合

②業務従事 5 年以上 10 年未満の職員の場合

⑤多職種連携による支援の評価 e: 8 (4) ⑥多職種連携による支援の評価 p7

障害特性やこどもの状態に応じた適切な支援を行う観点から、職種の異なる複数人のチームでの多職種連携による支援についての評価を行う。

多職種連携支援加算 200 単位/回（月 1 回を限度）

※訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を含む、職種の異なる複数人で連携して訪問支援を行った場合

(4) 保育所等訪問支援

⑤訪問支援員特別加算の見直し

訪問支援員特別加算について、配置のみではなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、より経験のある訪問支援員への評価の見直しを行う。

<現行>

訪問支援員特別加算 679 単位/日

※保育士・児童指導員、作業療法士等で障害児支援の業務従事 5 年以上（その他職員は 10 年以上）の職員を配置した場合

<見直し後>

訪問支援員特別加算（Ⅰ） 850 単位/日 ・ ・ ①

訪問支援員特別加算（Ⅱ） 700 単位/日 ・ ・ ②

※保育士・児童指導員、作業療法士等で障害児支援の業務従事 5 年以上（保育所等訪問支援等の業務従事の場合、3 年以上）の職員を配置し、当該職員が支援を行う場合

①業務従事 10 年以上（又は保育所等訪問支援等の業務従事 5 年以上）の職員の場合

②業務従事 5 年以上 10 年未満（又は保育所等訪問支援等の業務従事 3 年以上）の職員
の場合

⑥多職種連携による支援の評価

(3) ⑤と同様 e: 8 (3) ⑤多職種連携による支援の評価 p6

引用文献

1) 厚生労働省：令和 6 年度障害福祉サービス等診療報酬改定の概要（案）,2024.

<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001204019.pdf>

2024 年 2 月 9 日

日本ディサースリア臨床研究会

保険関連情報委員会